明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令（経済産業五二）　一
○エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する指定講習機関を指定する省令の一部を改正する省令（同五三）　二
〔規　則〕
○人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則（人事院一〇―四―二二）　二
〔告　示〕
○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第五条第一項の規定による届出があった件の一部を改正する件（総務三六五）　二
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務四三三）　三
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（厚生労働三九一）　四
○保安林の指定をする件（農林水産一四二八～一四三一）　四
○内水面漁業の振興に関する基本的な方針（同一四三二）　四
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第一項の規定に基づき船級協会を登録した件（国土交通一〇一七）　六
○一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件（同一〇一八、一〇一九）　六
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同一〇二〇、一〇二一）　六
○測量に関する専門の養成施設の登録の更新をした件（同一〇二二）　八
○測量に関する専門の養成施設の養成業務の廃止に関する件（同一〇二三）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一〇二四～一〇二六）　八
○水路測量の実施に関する件（海上保安庁一一七）　九
○都市計画に関する件（九州地方整備局二〇八）　九
〔国会事項〕　九
〔人事異動〕
内閣　法務省　九
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
官庁事項
船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施（総務省）　一〇
土地家屋調査士法第三条第二項第二号の規定に基づく認定を受けた者の公告（法務省）　一〇
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付、製造たばこ小売定価関係　一〇
裁判所
相続、準禁治産、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　一〇

省　令

○経済産業省令第五十二号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十条第二項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月十五日

経済産業大臣　小渕　優子

エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する指定試験機関を指定する省令（平成十三年経済産業省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

表中「東京都中央区八丁堀三丁目十九番九号」を「東京都港区芝浦二丁目十一番五号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第五十三号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十三条第一項第一号の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する指定講習機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月十五日

経済産業大臣　小渕　優子

エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する指定講習機関を指定する省令の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する指定講習機関を指定する省令（平成十三年経済産業省令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

表中「東京都中央区八丁堀三丁目十九番九号」を「東京都港区芝浦二丁目十一番五号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。